

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 公園事業の執行に関する関係規定を削除すること。
(第一条関係)
- 二 利用調整地区への立入りについての認定に係る手数料の上限額等を定めること。
(第一条関係)
- 三 自然保護取締官の権限に係る行為を追加すること。
(第二条関係)
- 四 この政令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。
(附則第一条関係)
- 五 関係政令の改正を行うこと。
(附則第十一条から第十八条関係)